

## 調査会報告書記載事項と食品表示基準案との対照一覧からの抜粋

## 【栄養表示に関する調査会】

検討課題	調査会とりまとめ事項	食品表示基準案(下線部分はとりまとめ事項と異なる部分)	
		パブリックコメント前	パブリックコメント後(太字はパブリックコメント後に変更の部分)
栄養表示の対象成分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養成分の表示は、「義務」「任意(推奨)」「任意(その他)」の3段階とする。</li> <li>・「推奨」に該当する項目は飽和脂肪酸と食物繊維</li> </ul> <b>【附帯事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養表示義務化に向けた環境整備の施策を進めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>栄養成分の表示について、「義務表示」「推奨表示」「任意表示」とに分けられている。</u></li> <li>・「推奨表示」に該当する項目は飽和脂肪酸と食物繊維</li> </ul>	同 左
栄養表示の対象成分について (パブコメ案からの変更点②)	ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。(任意でナトリウムを併記することは問題ない)	ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。(ナトリウムのみ表示は不可)  任意にナトリウムを併記する場合、食塩相当量の次にナトリウムの量を括弧書き等で記載	ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。(ナトリウムのみ表示は不可)  <b>任意にナトリウムを併記する場合、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で記載</b>
栄養表示の対象食品及び対象事業者について (パブコメ案からの変更点③)	・家族経営のような零細な事業者として、消費税法第9条(小規模事業者に係る納税義務の免除)に該当する場合、表示義務を免除とする。	・消費税法第9条(小規模事業者に係る納税義務の免除)に該当する場合、表示を省略可能とする。	<b>当分の間、「消費税法(昭和六十三年法律第八号)第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」については、栄養成分表示を省略可能</b>
栄養強調表示等について (パブコメ案からの変更点④)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相対表示は、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL23-1997)に準じる。(「しょうゆに係る特例」は廃止する。)</li> <li>・強調表示の表現例については、消費者に誤認を与えないようQ&amp;A等で示すこと。</li> </ul>	相対表示は、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じる。(「しょうゆに係る特例」は廃止する。)	相対表示は、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じる。  <b>ナトリウムの含有量を25%以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合、相対差の特例を認める。</b>

## 【生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会】

検討課題	調査会とりまとめ事項	食品表示基準案(下線部分はとりまとめ事項と異なる部分)	
		パブリックコメント前	パブリックコメント後(太字はパブリックコメント後に変更の部分)
「生鮮食品」と「加工食品」の整理について	製造、加工、調整、選別の定義を明確にし、「製造」「加工」に当てはまるものは加工食品、「調整」「選別」に当てはまるものは生鮮食品に整理する。  具体的にどのような行為が製造、加工、調整、選別に当てはまるかについては、Q&A等で説明すべき。	・製造、加工、調整、選別の定義を明確にし、「製造」「加工」に当てはまるものは加工食品、「調整」「選別」に当てはまるものは生鮮食品に整理製造、加工、調整、選別の定義については通知やQ&A等で記載予定	同 左
	「異種混合の食品について、「組合せ・盛り合わせ」については「生鮮食品」、「混合」については「加工食品」として扱う」という案に対し、食品を摂取する際の安全性の観点及び事業者の実行可能性を踏まえ、さらなる商品実態や消費者が選択する際の食品表示に関する意識も調査した上で、検討が必要とまとめられた。	異種混合の食品については現行通り加工食品に分類	同 左

## 【加工食品の表示に関する調査会】

検討課題	調査会とりまとめ事項	食品表示基準案(下線部分はとりまとめ事項と異なる部分)	
		パブリックコメント前	パブリックコメント後(太字はパブリックコメント後に変更の部分)
加工食品の横断的事項の表示について	使用した原材料を、食品添加物以外の原材料及び食品添加物の区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表記する	以下の①②のいずれかで表示する。 ①原材料名と添加物の事項名を別に表示し、それぞれ重量順に記載する。 ②原材料名欄に、原材料名と添加物を明確に区分して、それぞれ重量順に記載する。  <u>別記様式一について添加物が原材料ではなく、一つの項目として記載(調査会とりまとめ時では添加物は原材料名に含まれていた)</u>	同 左
表示責任を有する者等の整理について	<p>現行のJAS法と同様、それぞれの業態に合わせて「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」と項目名を付して、一括表示部分に記載する</p> <p>「製造者」「加工者」の定義を明確にすべきである、定義が明確にできないのであればQ&amp;Aの整理が必要である</p>	<p>現行のJAS法と同様、それぞれの業態に合わせて「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」と項目名を付して、一括表示部分に記載</p> <p>「製造者」「加工者」の定義については通知やQ&amp;A等で記載予定</p>	同 左

## 調査会報告書記載事項と食品表示基準案との対照一覧からの抜粋

2014年9月24日  
消費者委員会事務局作成

### 【加工食品の表示に関する調査会】

検討課題	調査会とりまとめ事項	食品表示基準案(下線部分はとりまとめ事項と異なる部分)	
		パブリックコメント前	パブリックコメント後(太字はパブリックコメント後に変更の部分)
表示責任を有する者等の整理について (製造所固有記号について) (パブコメ案からの変更点①)	次の場合、製造所固有記号による表示を認める  (1)2以上の製造所において同一商品を製造・販売する場合 (2)消費者からの問合せに回答する義務を課す (3)現行制度を廃止し、固有記号に有効期限を設け更新制とする、届出内容の変更・廃止届出を新たに義務付ける、とする (4)消費者庁に新固有記号データベースを構築し、消費者からの検索が可能となる一般開放及び事業者からの電子申請手続  消費者庁案の(1)~(4)に加え、①~⑥の代替案について、事業者、消費者から意見聴取し、その結果を踏まえて検討すること、とされた。  ① 製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。 ② 例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど、定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。 ③ 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする。 ④ 例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。 ⑤ 消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み(消費者の検索利用)、製造所固有記号の再審査制の4つの取り組みを行なう。 ⑥ 現行制度の問題点が整理されていない段階で、実態を踏まえずに大きな改正をすべきではない。冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はないことから、現時点では、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。	新基準案では  ○原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合に使用可 ○製造所固有記号を使用する場合は以下のいずれかを表示 ・情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 ・製造所所在地等を記載したHPアドレス等 ・当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号  が、示され①~⑥については、パブリックコメントの際に、概要資料の中に付して意見募集を実施。	新基準案では  ○原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合に使用可 ○製造所固有記号を使用する場合は以下のいずれかを表示 ・情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 ・製造所所在地等を記載したHPアドレス等 ・当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号  が、示され、①~⑥については基準案には記載されなかった。  <b>業務用食品は対象としない(現行通り製造所固有記号の使用可)</b>
レイアウト、文字の大きさについて (省略規定を可能とする面積について) (パブコメ案からの変更点⑤)	省略規定を可能とする面積を30cm <sup>2</sup> 以下のままとし、「名称」、「アレルギー」、「消費期限又は賞味期限」、「保存方法」、「表示責任者」を義務表示とする  栄養表示が義務化となった場合、文字数が増加するため、表示事項と実行可能な面積についての検証が今後必要である	表示可能面積が30平方センチメートル以下の食品であっても、「名称」、「アレルギー」、「消費期限又は賞味期限」、「保存方法」、「表示責任者」は省略不可とする。  省略規定を可能とする面積については「面積が30平方センチメートル以下」と記載	・「表示可能面積が30平方センチメートル以下の食品であっても、「名称」、「アレルギー」、「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」、「消費期限又は賞味期限」、「保存方法」、「表示責任者」は省略不可とする。  <b>表示責任者を表示しなくてもよい場合には、製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称)を省略不可とする</b>  省略可能な場合として、「表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下」と規定

### 【報告書に記載はないがパブリックコメント後に変更が生じた事項】

検討課題	調査会とりまとめ事項	食品表示基準案(下線部分はとりまとめ事項と異なる部分)	
		パブリックコメント前	パブリックコメント後(太字はパブリックコメント後に変更の部分)
経過措置 (パブコメ案からの変更点⑥)		経過措置期間は、加工食品2年(検討中)、添加物1年(検討中)(いずれも、栄養成分表示の義務化については5年)	<b>経過措置期間は、加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示に1年6ヶ月</b>